

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成31年3月19日

掛川市監査委員 横山 茂 明

掛川市監査委員 草賀 章 吉

別紙

平成30年度

財政援助団体等監査  
結果報告書

掛川市監査委員

# 目 次

	ページ
第1 監 査 の 種 類	1
第2 監 査 対 象	1
第3 監 査 の 範 囲	1
第4 監 査 の 期 間	1
第5 監 査 の 方 法	1
第6 監 査 の 主 な 着 眼 点	1
第7 監 査 の 結 果	1
1 株式会社ユアーズ静岡	2
2 掛川市体協・ミズノグループ	8

## 注 記

- 1 千円単位で表示した金額は、原則として百円単位を四捨五入した。  
比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示した。  
よって、差額や合計金額が一致しない場合や、他の資料等の数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0.0」 …… 該当数値はあるが表示単位未満のもの  
「-」 …… 該当数値がないもの  
「△」 …… マイナスのもの

# 平成30年度 財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

## 第2 監査対象

施設名	団体名	所管課
掛川市健康ふれあい館 (大東温泉 シートピア)	株式会社 ユアーズ静岡	市民協働部 観光交流課
掛川市南体育館 (し～すば)	掛川市体協・ミズノグループ	市民協働部 スポーツ振興課

## 第3 監査の範囲

平成29年度における公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

## 第4 監査の期間

平成30年8月23日から平成31年2月28日まで

## 第5 監査の方法

指定管理者が管理する公の施設について、平成29年度に市が支出した指定管理料を対象とし、管理運営に係る出納その他の事務の執行が条例、規則及び協定等に沿って適正に行われているか、に主眼を置き、提出された監査資料、関係書類の調査並びに指定管理者及び所管課職員からの事情聴取を行い、併せて対象施設の現地調査を行った。

## 第6 監査の主な着眼点

### 1 団体

- (1) 施設は関係法令、条例等に定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 施設の管理に係る収支の会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- (4) 出納関係帳簿の整備・記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

### 2 所管課

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公平に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は適正か。
- (3) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (4) 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

## 第7 監査の結果

施設の管理運営については、協定等に基づきおおむね適正に行われているものと認められた。しかしながら、出納その他の事務の執行においては、一部に是正・改善を要する事項が見受けられたため、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

## 1 株式会社ユアーズ静岡

### (1) 指定管理者の概要

平成27年度に指定管理者について公募により選定が行われ、市長は、掛川市健康ふれあい館条例第9条第2項の規定により、株式会社ユアーズ静岡を指定管理者に指定した。

名 称	株式会社 ユアーズ静岡
設立年月日	昭和61年 8 月22日
所 在 地	静岡市葵区千代田 7 丁目 1 番29号
設 立 目 的	労働者派遣業務、建物のメンテナンスに関する業務、警備保障に関する業務、スポーツ施設の経営・企画運営、温泉浴場施設の経営・企画運営等の事業を営むことを目的とする。
組 織 (平成29年度)	代表取締役 1 人、取締役 2 人、監査役 1 人 職員数 1,002人
定款に記載された主な事業	1 労働者派遣業務 2 建物のメンテナンスに関する業務 3 警備保障に関する業務 4 飲食店の経営 5 観光用土産物の販売 6 スポーツ施設の経営、企画運営 7 温泉浴場施設の経営、企画運営

(2) 施設の概要

施設の概要	名称	掛川市健康ふれあい館（大東温泉シートピア） 【所管課：観光交流課】		
	所在地	掛川市国安2808番地の2		
	開設年月日	平成10年9月10日		
	設置目的	地域産業の振興並びに市民の健康増進及び福祉の向上を図るために設置された施設。		
	設置条例等	掛川市健康ふれあい館条例、掛川市健康ふれあい館条例施行規則		
	従業員数	正規職員 2人、パート 37人（平成29年12月時点）		
	主な施設	温泉館（大浴場、露天風呂、温水プール、休憩室、食事処等） 物産館		
指定	選定方法及び理由	公募	選定基準により選定委員が採点を行い、最も高い評価を受けた。	
	基本協定締結日	平成28年4月1日		
管理	指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日（5年間）		
	指定管理料	平成29年度 27,200,000円 利用料金制の採用：有		
	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 5 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 6 施設の利用促進、市民健康づくり事業の企画実施に関する業務		
状況	施設の収支状況 （平成29年度）	収入 156,307,596円（うち利用料 74,540,600円） 支出 170,660,975円 収支差引額 △14,353,379円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成28年度	平成29年度
目標値		215,000人	215,000人	
実績値		179,002人	166,967人	

※平成29年度は貯湯槽交換工事等につき、1ヶ月間休館

## (3) 平成29年度 指定管理施設の収支決算状況

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減(B) - (A)	備考
収入 (C)	225,525,850	156,307,596	△69,218,254	
利用料金収入	137,723,844	74,540,600	△63,183,244	一般、回数券、会費、レンタル等
使用料	4,450,796	2,652,186	△1,798,610	自動販売機手数料等
レストラン売上	33,871,303	26,233,850	△7,637,453	
物産館売上	19,975,227	20,164,472	189,245	
自主事業	2,304,680	1,666,460	△638,220	ゲーム、マッサージ器等
営業補償	0	3,850,028	3,850,028	
指定管理料	27,200,000	27,200,000	0	
支出 (D)	139,982,545	170,660,975	30,678,430	
人件費				
給料・賃金	46,014,772	43,484,510	△2,530,262	
社会保険料等	4,307,568	3,765,369	△542,199	
管理費				
施設委託費	13,420,318	17,828,241	4,407,923	風呂清掃、その他外注費
修繕費	3,367,148	6,680,275	3,313,127	
水道光熱費	4,076,000	44,137,682	40,061,682	重油、ガス、水道料等
消耗品費	2,391,129	4,331,872	1,940,743	
事務費				
燃料費	360,000	122,880	△237,120	バス軽油等
賃借費	5,539,164	535,584	△5,003,580	
手数料	2,656,994	21,411	△2,635,583	
備品購入費	1,000,000	1,011,916	11,916	
食材費	13,548,521	13,722,465	173,944	レストラン
売店仕入れ	14,981,420	13,170,363	△1,811,057	物産館
通信費	240,000	503,537	263,537	
広告費	2,500,000	526,849	△1,973,151	
販売促進費	1,206,680	394,160	△812,520	
保険料等	400,000	22,700	△377,300	バス保険料
雑費	0	3,378,209	3,378,209	上記以外の経費
入湯税	20,000,000	14,222,500	△5,777,500	
消費税	3,972,831	2,800,452	△1,172,379	
差引額(C) - (D)	85,543,305	△14,353,379	△99,896,684	

(4) 平成29年度 指定管理施設の入館者数

(単位：人、日)

	大人	小人	幼児	合計	営業日数	平均客数	備考
4月	14,383	743	350	15,476	26	595	
5月	15,198	1,098	358	16,654	25	666	
6月	11,600	957	317	12,874	25	515	
7月	13,782	1,439	504	15,725	27	582	
8月	14,939	1,780	711	17,430	27	646	
9月	12,445	688	355	13,488	26	519	
10月	11,995	479	317	12,791	26	492	
11月	—	—	—	—	—	—	1ヵ月休業
12月	15,256	563	340	16,159	26	622	
1月	15,793	653	360	16,806	26	646	
2月	13,401	377	299	14,077	23	612	
3月	14,474	698	315	15,487	27	574	
合計	153,266	9,475	4,226	166,967	284	588	



大浴場



温水プール



食事処



(5) 是正・改善を要する事項

ア 団体

- (ア) 収入における指定管理料及び支出における人件費、指定管理仕入費、指定管理外注費、修繕費、燃料代等、費目の一部が本社の預金口座で管理されており、包括協定書第13条（区分会計の独立）に定める「管理運営業務に関する経理を専用口座で管理し、自身の団体と独立して管理すること」に沿った運用となっていない。これにより、他の事業との会計区分が不明確である。
- (イ) 包括協定書第25条に定める定例会議の開催については、未開催であった。
- (ウ) 年度協定書第4条に定める指定管理料の支払い方法について、第2期分は9月末に支払うこととなっているが、請求書の遅延により、10月末に指定管理料が支払われており、年度協定書に定める支払時期に遅延していた。
- (エ) 包括協定書第19条に定める定期報告の義務について、業務要求水準の達成状況の第1期、第2期の報告が提出期限に遅延していた。
- (オ) 包括協定書第20条に定める完了報告書の提出について、収支決算書の決算額と月別報告書、預金通帳、未払金計上伝票等の関係帳簿等を照合した結果、一部の収入、支出費目が不一致であった。  
なお、業務要求水準達成度については、いずれの項目も未達成であった。
- (カ) 利用料金の収納について、預金通帳、月次売上集計表、レジ精算表、月別報告書と照合した結果、一部の利用料金の決算額が不一致であった。

イ 所管課

- (ア) 年度協定書第4条に定める指定管理料の支払い方法について、指定管理者からの請求遅れにより、第2期分については年度協定書に定める支払時期に遅延する結果となった。
- (イ) 団体の是正・改善を要する事項における定期報告の提出期限の遅延、完了報告の収支状況の確認が不十分であった。
- (ウ) 包括協定書第25条に定める定例会議の開催については、未開催であった。

(6) 指摘事項

ア 団体

- (ア) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。経理状況を明確に確認できるよう協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理とすること。
- (イ) 施設の管理運営業務を良好かつ円滑に遂行するため、所管課と協議し、定例会議を開催すること。
- (ウ) 業務要求水準の達成に向け、利用者数の増加及び収支状況の改善が図られる方策を実施されたい。
- (エ) 指定管理料の支払時期については、協定書に沿った事務処理を行うこと。
- (オ) 定期報告書や完了報告書については、根拠となる資料や帳票類を精査し、提出の遅延、報告事項の記載漏れや誤記のないように、チェック体制を見直すこと。
- (カ) 完了報告における収支決算書の決算額については、算出根拠となる帳簿書類等の精査を十分行い、作成すること。また、30年度収支決算の確認を十分に実施されたい。
- (キ) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、所管課の指導に基づいた記載内容とすること。

イ 所管課

- (ア) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理となっていない。経理状況を明確に確認できるよう協定内容の見直しも含め検討し、協定書に沿った執行・管理となるよう指導を行うこと。
- (イ) 指定管理料の支払い時期については、指定管理者との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。

- (ウ) 定期報告書や完了報告書については、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、内容の確認を徹底すること。また、30年度収支決算の確認を十分に実施されたい。
- (エ) 事業計画書や報告書における収支状況の費目については、十分な精査ができるよう、収支予算書と決算書の費目を統一するよう、指導すること。
- (オ) 施設の管理、収支状況を正確に把握する必要があることから、指定管理者と協議し、定例会議を開催すること。また、指定管理者に対し、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行うこと。

(7) 意見

株式会社ユアーズ静岡は、平成27年度に公募により、平成28年度から5年間を指定管理期間として、掛川市健康ふれあい館（大東温泉シートピア）の指定管理者に選定された。監査対象の29年度は指定管理期間の2期目となる。収支決算においては、収入額156,308千円に対し、支出額170,661千円と14,353千円の赤字となった。これは、予算額に対し、利用者数の減による利用料金及びレストラン売上等の減収に加え、施設の老朽化にともなう修繕費、水道光熱費の増加が主な要因である。

指定管理者においては、他自治体における指定管理業務の経験を活かし、施設の管理に努められているが、平成29年度は工事による1ヵ月間の休館の影響等により、業務要求水準の215,000人に対し、実績は166,967人と目標値を下回った。また、施設全体の満足度を含むその他の業務要求水準項目も、いずれも未達成となった。施設の安定的な経営に向け、経営状況の把握と分析を行い、新規事業の企画立案や効果的な施設利用等、利用者数の増加並びに収支状況の改善が図られる方策を積極的に実施されたい。今後とも、所管課との連携を密にし、施設の設置目的である「地域産業の振興並びに市民の健康増進と福祉の向上」が図られる魅力ある施設運営に努められたい。

所管課においては、施設の管理状況の把握と適正な管理費用の積算が求められるが、収支予算額に対して決算額がかい離している費目が見受けられたことから、施設の管理運営に係る経費については、十分に積算・精査をされたい。また、施設の老朽化や塩害にともない修繕費の更なる増加が見込まれ、今後も厳しい経営環境が予想されることから、施設の利用状況と維持管理費に見合う利用料金の検討が望まれる。今後、団体との情報共有を図り、市の施策を推進するとともに、指定管理者に対して、効果的な事業推進と正確な事業報告がなされるよう、指導、監督されたい。

## 2 掛川市体協・ミズノグループ

### (1) 指定管理者の概要

平成25年度に指定管理者について公募により選定が行われ、市長は、掛川市スポーツ施設条例第11条第2項の規定により、掛川市体協・ミズノグループを指定管理者に指定した。

名 称	特定非営利活動法人 掛川市体育協会
設立年月日	平成14年4月1日
所 在 地	掛川市大池2192番地
設 立 目 的	生涯スポーツの振興による市民の健康増進・体力及び競技力の向上に関する事業、市民が行う地域貢献活動並びに環境保全、地域資源を活用した地域振興事業等により、子どもの健全育成と生涯学習社会に寄与することを目的とする。
組 織 (平成29年度)	名誉会長 1人、顧問 5人、会長 1人、副会長 4人、専務理事 1人、理事 17人、監事 2人、職員数 90人
定款に記載された主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 体育・スポーツに関する大会及び講習会等の開催</li> <li>2 体育・スポーツの指導、奨励及び競技力向上</li> <li>3 体育・スポーツに関する調査及び研究</li> <li>4 体育・スポーツ施設の管理運営</li> <li>5 体育団体等の育成強化及び連絡調整</li> <li>6 環境保全や地域資源を活用した交流事業</li> </ol>

名 称	ミズノスポーツサービス株式会社
設立年月日	平成22年4月1日
所 在 地	大阪市住之江区南港北1-12-35
設 立 目 的	スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業、スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入等の事業を営むことを目的とする。
組 織 (平成29年度)	代表取締役 1人、取締役 3人、監査役 1人 職員数 1,883人
定款に記載された主な事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業</li> <li>2 スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入</li> <li>3 宿泊施設の経営</li> <li>4 スポーツ用品及び旅行用品等のレンタル業</li> <li>5 スポーツ、映画、演劇等の企画興行及び入場券の販売</li> <li>6 広告代理業</li> </ol>

(2) 施設の概要

施設の概要	名称	掛川市南体育館（し～すぽ）【所管課：スポーツ振興課】		
	所在地	掛川市大淵14234番地の1		
	開設年月日	平成26年4月1日		
	設置目的	スポーツの振興、市民の健康及び体力を増進させるために設置された施設。		
	設置条例等	掛川市スポーツ施設条例、掛川市スポーツ施設条例施行規則		
	従業員数	正規職員 4人、パート 10人		
	主な施設	アリーナ、体力測定室、トレーニング室、研修室、会議室		
指定	選定方法及び理由	公募	選定基準により選定委員が採点を行い、最も高い評価を受けた。	
	基本協定締結日	平成26年4月1日		
管	指定期間	平成26年4月1日から平成36年3月31日（10年間）		
	指定管理料	平成29年度 15,656,000円 利用料金制の採用：有		
理	主な管理運営業務	1 施設の使用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 5 施設の利用促進及び心身の健全な発達、健康の維持及び体力の向上事業の企画実施に関する業務		
	施設の収支状況（平成29年度）	収入 51,256,853円（うち利用料 5,627,615円） 支出 51,677,063円 収支差引額 △420,210円		
況	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成28年度	平成29年度
		目標値	77,040人	90,000人
		実績値	91,583人	99,654人

## (3) 平成29年度 指定管理施設の収支決算状況

(単位：円)

科目		予算額 (A)	決算額 (B)	増減(B) - (A)	備考欄
収入 (C)		50,478,000	51,256,853	778,853	
指定管理料		15,656,000	15,656,000	0	
施設利用収入		5,000,000	5,627,615	627,615	
自主事業	パスポート	11,871,000	12,345,140	474,140	会費
	いつプロ	1,450,000	1,067,050	△ 382,950	参加料
	掛スポ	11,300,000	10,514,960	△ 785,040	参加料
	ミズノ	3,300,000	3,375,177	75,177	
	自動販売機	750,000	675,156	△ 74,844	
	売店収入	540,000	1,384,755	844,755	
	その他	611,000	611,000	0	
雑収入		0	0	0	
支出 (D)		50,478,000	51,677,063	1,199,063	
人件費	給料	12,200,000	12,056,443	△ 143,557	職員・パート給与
	法定福利費	1,600,000	1,494,654	△ 105,346	
	福利厚生費	102,000	36,607	△ 65,393	
管理費	外注費	25,965,000	27,079,602	1,114,602	委託料、講師謝金等
	修繕費	150,000	152,712	2,712	機器修理費
	水道光熱費	3,650,000	3,756,147	106,147	
	リース料	340,000	235,811	△ 104,189	パソコン機器リース等
	消耗品費	150,000	404,483	254,483	
	物品販売原価	2,200,000	2,420,475	220,475	
	租税公課	1,106,000	1,107,200	1,200	
事務費	通信費	315,000	329,399	14,399	
	燃料費	36,000	28,376	△ 7,624	ガソリン代
	広告宣伝費	430,000	406,304	△ 23,696	チラシ印刷等
	事務用品費	384,000	377,270	△ 6,730	印刷代等
	支払手数料	364,000	345,587	△ 18,413	
	イベント費	100,000	89,533	△ 10,467	
	保険料	190,000	129,840	△ 60,160	
その他諸経費		1,196,000	1,226,620	30,620	
差引額(C) - (D)		0	△ 420,210	△ 420,210	

(4) 平成29年度 指定管理施設の利用人数

(単位：人)

	団体利用				個人利用					合 計
	アリーナ	体 力 測定室	その他	団体計	トレーニ 室ング	掛スポ	いつプ ロ	その他	個人計	
4月	2,211	892	178	3,281	2,510	618	423	400	3,951	7,232
5月	2,233	970	136	3,339	2,621	697	535	413	4,266	7,605
6月	3,627	1,141	318	5,086	2,643	795	490	980	4,908	9,994
7月	2,705	1,009	303	4,017	2,666	788	464	522	4,440	8,457
8月	2,316	868	244	3,428	2,506	527	399	467	3,899	7,327
9月	2,846	1,145	195	4,186	2,529	773	531	638	4,471	8,657
10月	2,396	1,102	225	3,723	2,533	664	611	602	4,410	8,133
11月	3,009	1,422	280	4,711	2,500	769	625	822	4,716	9,427
12月	2,025	983	261	3,269	2,064	681	472	904	4,121	7,390
1月	2,547	1,094	228	3,869	2,366	691	538	1,339	4,934	8,803
2月	2,272	1,171	289	3,732	2,410	673	563	940	4,586	8,318
3月	2,627	1,089	135	3,851	2,670	637	515	638	4,460	8,311
合計	30,814	12,886	2,792	46,492	30,018	8,313	6,166	8,665	53,162	99,654



アリーナ



トレーニング室



受付・売店

(5) 是正・改善を要する事項

ア 団体

- (ア) 年度協定書第4条に定める指定管理料の支払い方法について、第1期分は4月に支払うこととなっているが、請求が4月末であるため、5月末に指定管理料が支払われており、年度協定書に定める支払時期に遅延していた。
- (イ) 包括協定書第20条に定める定期報告について、4月分、5月分の報告が提出期限に遅延していた。
- (ウ) 包括協定書第20条に定める定期報告について、月別事業報告の各種大会等利用者状況の4月分、5月分が6月分にまとめて報告されていた。  
さらに、4ヵ月ごとに行う定期報告の事業計画の実施状況について、第1期分、第3期分で欠落していた。
- (エ) 包括協定書第21条に定める完了報告書の提出について、収支決算書の決算額と預金通帳、現金出納帳等の関係帳簿等を照合した結果、一部の収入、支出費目が不一致であった。  
なお、自主事業の目標は未達成であった。
- (オ) 利用料金の滞納について、パスポート会員の月会費が月末口座振替のため、振替不納となっても当月の施設利用が可能となっていた。
- (カ) 施設の管理運営に係る会計経理について、収入では、1ヶ月分の収入調書が未作成であり、支出では、支出調書が確認できないものが数件見られた。

イ 所管課

- (ア) 年度協定書第4条に定める指定管理料の支払い方法について、指定管理者からの請求遅れにより、第1期分については年度協定書に定める支払時期に遅延する結果となった。
- (イ) 団体の是正・改善を要する事項における定期報告の提出期限の遅延、記載事項及び収支状況の確認が不十分であった。

(6) 指摘事項

ア 団体

- (ア) 指定管理料の支払時期については、協定書に沿った事務処理を行うこと。
- (イ) 定期報告書や完了報告書については、根拠となる資料や帳票類を精査し、提出の遅延、報告事項の記載漏れや誤記のないように、チェック体制を見直すこと。
- (ウ) 収支状況の改善が図られるよう、自主事業の目標達成に向けた方策を実施されたい。
- (エ) 利用料金の滞納について、パスポート会員の施設利用は他の利用者との公平性を確保するためにも、会費を払わないと施設を利用できない仕組みとすること。  
また、過去の滞納金についても徴収に努めること。
- (オ) 施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備・保存については、一部において収入調書の未作成や支出調書の保管不備が見られたことから、適正な事務処理に努めること。
- (カ) 完了報告における収支決算書の決算額については、算出根拠となる帳簿書類等の精査を十分行い、作成すること。また、30年度収支決算の確認を十分に実施されたい。

イ 所管課

- (ア) 指定管理料の支払い時期については、指定管理者との連絡調整を図り、協定書に沿った事務処理を行うこと。
- (イ) 定期報告書や完了報告書については、利用者数や収支状況等、正確な管理運営状況の把握に努め、報告事項の記載漏れや誤記等がないよう、内容の確認を徹底すること。また、30年度収支決算の確認を十分に実施されたい。
- (ウ) 施設の管理、収支状況を正確に把握する必要があることから、指定管理者に対し、正確な事業報告がなされるよう指導監督を行うこと。

(7) 意見

掛川市体協・ミズノグループは、平成25年度に公募により、平成26年度から10年間で指定管理期間として、掛川市南体育館（し～すぼ）の指定管理者に選定された。監査対象年度の29年度は指定管理期間の4期目となる。収支決算においては、収入額 51,257千円に対し、支出額 51,677千円と420千円の赤字となったが、利用者数は業務要求水準の90,000人に対し、実績は99,654人と目標値を上回り、年々増加傾向となっている。

指定管理者においては、地域に根ざしてスポーツ普及活動を行う掛川市体育協会と全国のスポーツ施設で運営実績のあるミズノスポーツサービス株式会社が共同事業体となり、地域のスポーツ拠点施設の管理運営を担う役割は大変重要であり、市民のスポーツ振興に大きく貢献している。引き続き、利用者並びに会員数の増加に向け、利用者ニーズの把握に努めるとともに、各世代に応じたプログラムや季節に合わせたイベントの開催等、収支状況の改善を図るための方策を積極的に実施されたい。今後とも、地域に密着した幅広いネットワークと活動実績、企画運営のノウハウ等、共同事業体としての強みを活かし、より一層、地域に開かれたスポーツ施設となることを期待する。

所管課においては、施設の管理状況の把握と適正な管理費用の積算が求められることから、施設の管理運営に係る経費については、十分に積算・精査をされたい。また、本施設がより住民福祉及び収益の向上に資するものとなるよう、指定管理者とともに管理運営の見直しをされたい。今後とも、団体との情報共有を図り、市の施策を推進するとともに、施設の設置目的である「スポーツの振興と市民の健康及び体力の増進」を図るため、指定管理者に対して、効果的な事業推進と正確な事業報告がなされるよう、指導、監督されたい。